

議員提出議案第1号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月22日

野坂道明

伊藤保

尾崎薫

興治英夫

福田俊史

藤縄喜和

浜崎晋一

浜田一哉

澤紀男

内田隆嗣

島谷龍司

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>(開会の特例)</u></p> <p><u>第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生その他のやむを得ない事由により、委員が委員会を開会する場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第10条 略</p>

3 オンラインにより委員会に参加した委員長及び委員（前項の許可を得た委員に限る。）については、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（出席説明の要求）

第16条 委員会は、審査又は調査に必要があるときは、知事、病院事業の管理者、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者（以下「説明者」という。）に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。

2 第10条の2第1項から第3項までの規定は、前項の規定により説明者に出席を求めた場合について準用する。この場合において、第10条の2第1項から第3項までの規定中「委員」とあり、及び同項中「委員長及び委員」とあるのは、「説明者」と読み替えるものとする。

（出席説明の要求）

第16条 委員会は、審査又は調査に必要があるときは、知事、病院事業の管理者、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。